

# 「東北国際物流戦略チーム」規約

## （名称）

第1条 本会は、「東北国際物流戦略チーム」（以下「チーム」という。）と称する。

## （目的）

第2条 チームは、東北地域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の地域をいう。）における国際物流と国内物流が一体となった効率的で総合的な物流体系を構築することにより、地域の活性化に寄与することを目的とする。

## （組織）

第3条 チームは、学識経験者、荷主及び物流事業者並びに物流関係団体、荷主関係団体、経済団体及び行政機関等（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 チームには、委員の互選により座長を置く。
- 3 座長は、議事その他の会務を統括する。
- 4 座長に事故あるときは、座長が予め指名した委員がその職務を代行する。

## （事業）

第4条 チームは、目的達成のため次の協議を行う。

- （1）東北地域の港湾、空港を活用した広域的な物流効率化に関わる選択肢の提供に関する事。
- （2）広域的な集荷による輸出の創出等に関する事。
- （3）その他、目的を達成するために必要な事項に関する事。

## （会議）

第5条 チームの会議は、必要に応じて座長が召集する。

- 2 座長は、必要に応じ、会議に委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

## （ワーキンググループ）

第6条 チームには、課題によりワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは第4条について、専門的かつ詳細に検討する。

(事務局)

第7条 チームの事務局は、(社)東北経済連合会、東北地方整備局及び東北運輸局に置く。

2 チームの運営に関する事務は、事務局が共同して行うものとする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項はその都度協議し、決定する。

(附則)

この規約は、平成19年8月6日から施行する。